



用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による選任の届出に係る代理人がその氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、様式第二又は様式第三により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。ただし、現金手続省令第三条第一項の規定により、氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に係る同一の内容の変更を届け出ている場合は、この限りではない。

特許出願人、実用新案登録出願人が前項の規定による届出をするときは、同項の書面に提出者(代理人を除く。)の印を押さなければならない。

第一項の届出であつて氏名若しくは名称の変更及び住所若しくは居所の変更に係るものは、同一の書面です。

4 第一項の届出(代理人に係るものと除く。)と登録名義人(特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。)又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面です。

5 特許庁長官は、第一項の規定による届出について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

#### 第五条 (代理権の証明)

次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面(委任状についても、その写しを含む。第三項において同じ。)をもつて証明しなければならない。

一 法第十四条第一項の規定による予納の届出

二 令第一条第三項の規定による地位の承継の届出

三 第三条第一項の規定による識別番号の付与の請求

四 第四条第一項の規定による手続による届出

五 第六条第一項の規定による手続による届出

六 第八条の規定による包括委任状の取下げ

七 第四十一条第一項の規定による委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出に関する代理人の届出

八 第四十二条第一項の規定による委任による口座振替による納付の申出に関する代理人の届出

九 第四十二条の二第一項の規定による包括納付の申出

十 第四十二条の四の規定による包括納付の申出の取下げ

十一 第四十二条の五の規定による自動納付の申出

十二 第四十二条の七の規定による自動納付の申出の取下げ

十三 特許法施行規則第四条の三第三項本文の規定は、手続をした者が新たな代理人により次に掲げる手続をする場合に準用する。

一 法第七条第二項の規定による磁気ディスクへの記録の求めの補正

二 第七条の規定による包括委任状の援用の制限の届出

三 第十九条第一項の規定による物件の提出(国際出願に係る物件の提出を除く。)

四 第四十二条の二第四項の規定による包括納付の援用の制限の届出

五 前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三 特許庁長官は、前二項の規定にかかるわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命ずることができる。

(包括委任状)

第六条 特定手続(第十条第五号、第五号の二、

第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。)第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料」という。)を納付する場合に限る。)、第四十八条号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。)、特許法第七十七条第一項若しくは第三項(法第四十二条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法附則第一項の規定による手続に係る申出に関する代理人の届出

十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付に係るものと除く。)から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正(第十条第五十二号に掲げるものを除く。)又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三(前条第一項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)若しくは前条第一項の規定による証明についてはあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」という。)を援用してすることができる。

八 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規則(1)又は商標法に関するシングルポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることもできる。

九 特許出願(特許法第三十八条の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願(以下「先願参考出願」という。)を除く。第十一号及び第十二号において同じ。)

一 特許出願(特許法第三十九条の三第一項の規定による手続を除く。)及び別表第一の二に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない手続(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続を除く。)及び別表第一の二に掲げる手続並びに在外者が特許管理人にによらない手続を除く。)を「特定手続」とする。

二 実用新案登録出願

三 商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

四 国際出願

五 国際出願等に係る手続であつて、次に掲げるもの(イからヌまでに掲げるものにあっては、国際出願法第三条第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願に係る手続を除く。)

六 国際出願法第八条第四項又は同法第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料の納付書の提出

七 国際出願法第十条の規定による国際予備審査の請求書の提出

八 国際出願法第十二条第三項の命令に基づく請求の範囲の減縮書の提出

九 国際出願法第十三条の規定による答弁書の提出

十 一號。以下「国際出願法施行令」という。)第一項の規定による命令に基づく手続の補正(国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)

第二章 電子情報処理組織による手続等  
(特定手続の指定)

第十一条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない手続(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続を除く。)及び別表第一の二に掲げる手続並びに在外者が特許管理人にによらない手続を除く。)を「特定手続」とする。

十二 特定手続の提出は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

十三 特定手続の提出は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

十四 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

十五 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

十六 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

十七 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

十八 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

十九 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十一 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十二 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十三 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十四 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十五 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十六 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十七 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十八 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

二十九 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

三十 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。

三十一 特定手続の提出は、次に掲げる手續(別表第一の第二欄に掲げる手續並びに在外者が特許管理人によらない手續(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手續を除く。)及び別表第一の二に掲げる手續並びに在外者が特許管理人にによらない手續を除く。)を「特定手続」とする。







申請書の提出（特許法施行規則第七十二条第三項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）

六十五 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第一項又は第二項に規定する申請書の提出（特許法施行規則第七十三条第三項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）

六十六 意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続

六十七 法第五条第一項ただし書の規定による電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出

（特定手続の入力事項等）

第十条の二 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条、第十三条の二及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

（副本等の提出の省略）

第十条の三 電子情報処理組織を使用して特定手続（別表第一の二の四から十四まで、三十六及び八十五から八十七までの項に掲げるものに限る。）を行ったときは、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において提出しなければならないとされている証人及び相手方のための書面並びに副本を提出したものとみなす。（願書等の様式）

第十一 条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

|   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 二 | 一 | 旧特許法第四十五条第一項の規定による特許出願  | 願書 |
| 三 | 二 | 特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十一号)第三条による改正前の意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願   | 願書 |
| 四 | 三 | 第十一条第五十二条号に規定する法律第十一条第二項において準用する特許法第七十七条第三項の規定による手続補正   | 願書 |
| 五 | 四 | 第十条第五十四条号又は第五十五号に規定する特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求(次号に掲げるものを除く。)   | 願書 |
| 六 | 五 | 第十条第五十五条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願(意匠法施行規則第二条の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してしたものと含む。)又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約(千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三条の三第二項の特定 | 願書 |

| 七  | 法第一百八十六条第一項（実用新案登録事項記載第十号）において優先権を主張するための書類についての証明の請求                         |
|----|---|
| 八  | 法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十条交付請求書   |
| 九  | 法第五十七条第一項による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求 |
| 十  | 法第五十九号に規定する法第十二条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項についての閲覧請求                                 |
| 十一 | 法第五十八条号に規定する法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求  |
| 十二 | 法第五十七条第一項による同項第二号に掲げる事項についての閲覧請求  |
| 十三 | 法第五十九号に規定する法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求   |
| 十四 | 法第五十七条第一項による同項第二号に掲げる事項についての閲覧請求  |
| 十五 | 法第五十八条号に規定する法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求  |
| 十六 | 法第五十七条第一項による同項第二号に掲げる事項についての閲覧請求  |
| 十七 | 法第五十八条号に規定する法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求  |
| 十八 | 法第五十七条第一項による同項第二号に掲げる事項についての閲覧請求  |
| 十九 | 法第五十八条号に規定する法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求  |
| 二十 | 法第五十七条第一項による同項第二号に掲げる事項についての閲覧請求  |

|   |  |  |                                   |                           |                                   |                           |                                   |                           |                                   |                          |                          |                          |                           |
|---|--|--|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
|   |  |  |                                   |                           |                                   |                           |                                   |                           |                                   |                          |                          |                          |                           |
| 二十<br>納付等の申出のうち意匠権者がするもの                            | 十九<br>登録料等の申出のうち意匠権者の登録を受ける者がするもの          | 十八<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの                  | 十七<br>登録料等の申出のうち意匠権者の登録を受ける者がするもの | 十六<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの | 十五<br>登録料等の申出のうち意匠権者の登録を受ける者がするもの | 十四<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの | 十三<br>登録料等の申出のうち意匠権者の登録を受ける者がするもの | 十二<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの | 十一<br>登録料等の申出のうち意匠権者の登録を受ける者がするもの | 十<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの | 九<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの | 八<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの | 七<br>登録料等の申出のうち意匠権者がするもの  |
| 二十<br>前項の表の第二号に係る部分は、実用新案登録出願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。 | 十九<br>別表第一の二の六十三の項に掲げる事項を記載したものに限る。)の交付の請求 | 十八<br>別表第一の二の六十三の項に掲げる事項を記載したものに限る。)の交付の請求 | 十七<br>第十一条第一項の規定による書類の証明書         | 十六<br>第十二条第一項の規定による書類の証明書 | 十五<br>第十三条第一項の規定による書類の証明書         | 十四<br>第十四条第一項の規定による書類の証明書 | 十三<br>第十五条第一項の規定による書類の証明書         | 十二<br>第十六条第一項の規定による書類の証明書 | 十一<br>第十七条第一項の規定による書類の証明書         | 十<br>第十八条第一項の規定による書類の証明書 | 九<br>第十九条第一項の規定による書類の証明書 | 八<br>第二十条第一項の規定による書類の証明書 | 七<br>第二十一条第一項の規定による書類の証明書 |
| 二十<br>前項の表の第二号に係る部分は、実用新案登録出願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。 | 十九<br>別表第一の二の六十三の項に掲げる事項を記載したものに限る。)の交付の請求 | 十八<br>別表第一の二の六十三の項に掲げる事項を記載したものに限る。)の交付の請求 | 十七<br>第十一条第一項の規定による書類の証明書         | 十六<br>第十二条第一項の規定による書類の証明書 | 十五<br>第十三条第一項の規定による書類の証明書         | 十四<br>第十四条第一項の規定による書類の証明書 | 十三<br>第十五条第一項の規定による書類の証明書         | 十二<br>第十六条第一項の規定による書類の証明書 | 十一<br>第十七条第一項の規定による書類の証明書         | 十<br>第十八条第一項の規定による書類の証明書 | 九<br>第十九条第一項の規定による書類の証明書 | 八<br>第二十条第一項の規定による書類の証明書 | 七<br>第二十一条第一項の規定による書類の証明書 |
| 二十<br>前項の表の第二号に係る部分は、実用新案登録出願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。 | 十九<br>別表第一の二の六十三の項に掲げる事項を記載したものに限る。)の交付の請求 | 十八<br>別表第一の二の六十三の項に掲げる事項を記載したものに限る。)の交付の請求 | 十七<br>第十一条第一項の規定による書類の証明書         | 十六<br>第十二条第一項の規定による書類の証明書 | 十五<br>第十三条第一項の規定による書類の証明書         | 十四<br>第十四条第一項の規定による書類の証明書 | 十三<br>第十五条第一項の規定による書類の証明書         | 十二<br>第十六条第一項の規定による書類の証明書 | 十一<br>第十七条第一項の規定による書類の証明書         | 十<br>第十八条第一項の規定による書類の証明書 | 九<br>第十九条第一項の規定による書類の証明書 | 八<br>第二十条第一項の規定による書類の証明書 | 七<br>第二十一条第一項の規定による書類の証明書 |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| （発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等） | 第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは意匠法施行規則第二条の二第一項の規定による手続、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他の必要な事項を記録しなければならない。 |
| 号 第十一条に規定する書面                      | 手続の区分<br>手続の書面   |
| 号 第四十四条に規定する書面                     | 手続の区分<br>手続の書面   |
| 号 第八条に規定する書面                       | 手続の区分<br>手続の書面   |
| 号 第四十四条に規定する書面                     | 手続の区分<br>手續の書面   |

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| （による優先権を主張しようとする旨） | 第十二条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨）  | 第十三条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨）  | 第十四条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨）  | 第十五条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨）  | 第十六条 手続による優先権を主張する |

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十三条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十四条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十五条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十六条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十七条 手続による優先権を主張する |

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十三条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十四条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十五条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十六条 手続による優先権を主張する |
| （の規定の適用を受けようとする旨） | 第十七条 手続による優先権を主張する |

|           |   |   |   |
|-----------|---|---|---|
| (特定手続の方法) | 第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続(別表第一の二に掲げる手続)を行なうときは、その代理人)は、識別番号 | 第十一条 特許法等関係手数料令第一条の三第三号に一項又は第二項に規定する申請書 | 第十一条 特許法等関係手数料令第一条の三第一号に各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十条の申請書の提出を省略する旨 |
|           |   | 別表第三十条第一項に規定する手続                        | 別表第三十条第一項に規定する手続  |

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| 2 | 電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者(代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人。以下この項目において同じ。)は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続を電子情報処理組織を使用して行い、他の手続については連続して入力を行わなければならない。 | 一 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五十三号)第三条第一項に規定する法律(第二十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書) | 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第三条第一項に規定する法律(第二十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書) |
|   |   | 二 前二号に掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書   | 二 前二号に掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書  |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 3 | 別表第一の二に掲げる手続について、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件であつて特許庁長官が認めるものを添付して行う場合には、当該物件の提出は、前項に規定する方法により行なうものとする。 | 第十五条 特定手続を行おうとする者は、電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない。 | 第十五条 特定手續を行おうとする者は、電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない。 |
|   |  | 第十六条及び第十七条 削除   | 第十六条及び第十七条 削除   |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| 4 | 第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続(別表第一の二に掲げるものを除く。)を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている事項を電子計算機から入力することにより、特許手続とともに特許庁長官に提出する場合(前条第二項に規定する方法により提出する場合に限る。)は、その押印又は署名に代えて、特許手続を行うときは、その代理人)は、識別番号 | 四 特許法施行規則第四条の三(第五条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第二十二条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)又は国際出願法施行規則第五条の規定により提出すべき代理権を証明する書面 | 四 特許法施行規則第四条の三(第五条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第二十二条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)又は国際出願法施行規則第五条の規定により提出すべき代理権を証明する書面 |
|   |   | 八 削除   | 八 削除   |



三  
特許法第十八条の二第一項（法第四十一条）  
第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項及びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による第三十四条の二（第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五条の三第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）及び第一号イからソまでに規定する手続の却下の処分

二  
十一 条第三項、特許法第十八条（法第四  
十一条第二項、意匠法第六十八条第二項及び  
に商標法第七十七条第二項及び同法附則第二  
十七条第二項（同法附則第二十三条において  
準用する場合を含む。）において準用する場  
合を含む。）又は実用新案法第二条の三の規  
定による前号イからソまでに規定する手続の  
却下の処分

ノ 第二十三条において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。の規定によるこの号口からタまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第七条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十一条第一号から第四号まで、第六号から第十四条まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものと除く。)から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(第十条第五

七 よる国際実用新案登録出願の却下の処分

八 定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイ  
九 カラ本までに掲げるものを除く。）

イ 特許権の存続期間の延長登録の出願につ  
いて拒絶をすべき旨の査定

ロ 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨  
の査定

ハ 商標法第六十八条の二十第二項に規定す  
る国際登録に基づく商標権（以下「国際登  
録に基づく商標権」という。）に係る登録  
異議の申立てについての決定又は決定の取  
消し

二 商標法第六十八条の十第一項に規定する  
国際商標登録出願（以下「国際商標登録出  
願」という。）又は国際登録に基づく商標  
権に係る審判についての審決 決定又は決  
定の取消し

五 特許法第百八十四条の五第三項（実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による国際特許出願（特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願をいい、別表第一の二の項（一）に掲げるものを除く。）又は国際実用新案登録出願（実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願をいい、別表第一の二の項（一）に掲げるものを除く。次号において同じ。）の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十二条（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第二十四条（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。（以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法第一百二十九条第一項若しくは第一百三十一条第一項の規定による決定又は特許法第二十四条において準用する民事訴訟法第一百三十三条第一項第二項の規定による決定の取消し（別表第一の一から四まで及び六の項の第二欄に掲

(特定処分等の入力事項)  
（登録異議の申立てについてするものを除く。）  
の判定並びに国際登録に基づく商標権に係る  
**第二十三条の二** 特許庁長官、審判長、審判官、  
審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力し、ファイルに記録しなければならない。  
(審判官等を明らかにする措置)  
**第二十三条の三** 審判長、審判官、審査官及び審判書記官（以下「審判官等」という。）は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書を作成し、審判官等がこれに記名押印しなければならないものとされている場合において、法第四条第一項の規定によりその特定処分

条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、実用新案法第四十二条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の六第二項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による調書の作成(国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力につき、

本 国際登録に基づく商標権の効力についての判定の手続に係る決定又は決定の取消しについての判定を除く。) 九 特許法第二百四十七条第一項(同法第七十一条第三項(実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び意匠法第五十二条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十六条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の人(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条八 判定(国際登録に基づく商標権の効力についての判定を除く。)







三十 商標法第九条第二項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出

三十一 商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料の納付の申出

三十二 商標法第四十一条の二第一項又は第七項の登録料（第七項にあつては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。）の納付の申出

三十三 商標法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出

三十四 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求（第十条第四号、第十八条号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行つた者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

三十五 拒絶査定等に対する審判に係る手続（第一号、第二号及び第三十四号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を除く。）の規定による手続

三十六 第一章（第五条第二項第五号及び第七条を除く。）の規定による手続

三十七 第十九条第一項の規定による物件の提出

三十八 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）若しくは特許法第一百三十三条第一項若しくは第二項（これららの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）の規定による第一号から第三十六号まで及び前号

し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一  
条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意  
匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七  
条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同  
法附則第二十三条において準用する場合を含  
む。）において準用する場合を含む。）又は特  
許法第一百三十三条の二第二項（同法附  
則第二十三条において準用する場合を含む。）  
において準用する場合を含む。）の規定によ  
り提出の機会が与えられる弁明を記載した書  
面の提出

四十一　国際出願その他国際出願に係る手続  
（平成十六年一月一日前にした国際出願及び  
これに係る手続を除く。）

四十二　特許庁長官　審判長又は審査官に対す  
る上申に係る書類の提出（第十条第一号から  
第四号までに掲げる手続が特許庁に係属して  
いる場合又は平成十二年一月一日以降に拒絶  
査定等に対する審判を請求した事件が特許庁  
に係属している場合にするものに限る。）

四十三　国際意匠登録出願に係る別表第一の五  
の項第三欄に掲げる手続

四十四　特許法第八百四十四条の八第一項（実用  
新案法第四十八条の十五第一項において準用  
する場合を含む。）の規定による補正書の写  
しの提出（特許法施行規則第三十八条の十三  
の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条  
第四項前段（実用新案法施行規則第二十三  
条第四項において準用する場合を含む。）の規  
定により磁気ディスクを添付して提出するも  
の又は特許法施行規則第三十八条の十三の二  
第四项前段（実用新案法施行規則第二十三  
条第四項において準用する場合を含む。）の規  
定により磁気ディスクを添付して提出するも  
の又は特許法施行規則第三十八条の十三の二  
第四项前段（実用新案法施行規則第二十三  
条第四項において準用する場合を含む。）の規  
定により提出するものに限る。）

四十五　特許法施行規則第二十七条の五第九項  
（実用新案法施行規則第二十三条第二項にお  
いて準用する場合を含む。）特許法施行規則  
第三十八条の十三の二第一項（実用新案法施  
行規則第二十三条第四項において準用する場  
合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条  
の十三の二第三項（実用新案法施行規則第二  
十三条第六項において準用する場合を含む。）  
に規定する物件提出書の提出（特許法施行規  
則第二十七条の五第十六項（実用新案法施  
行規則第二十三条第二項において準用する場  
合を含む。）において準用する場合を含む。）

(電磁的記録の提供方法)

**第三十四条の二の一** 法第八条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十三条第二項に規定する方法とする。

(電磁的方法)

**第三十四条の二の三** 法第十条第二項の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法  
(縦覧の方法)

**第三十四条の三** 特許庁長官は、法第十一条の規定によりファイルに記録されている事項を公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を法第二条第一項の電子計算機の映像面に表示して縦覧に供するものとする。

(閲覧の方法等)

**第三十四条の四** 法第十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う閲覧は、同項目号に掲げる事項を法第二条第一項の電子計算機(その閲覧の請求が書面の提出により行われた場合にあっては、特許庁の使用に係るものに限る。)の映像面に表示して閲覧する方法で行うものとする。

前条及び前項に規定する電子計算機(特許庁の使用に係るものを除く。)は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものでなければならぬ。

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定)

**第三十四条の五** 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続(経済施策を一体的に講ずることによる

安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあつては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。とする。

（閲覧の請求をすることができる特許原簿等）第三十四条の六 法第十二条第一項第二号の經濟産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあつては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項に規定する意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を除く。）とする。

（読み取り専用光ディスク等による公報の発行）第三十五条 法第十三条第一項に規定する磁気ディスクは、読み取り専用光ディスクとする。

2 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項であつて特許号の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報や電子情報処理組織を使用して送信する場合においては、当該情報に変更を防止するための措置を講じ、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行ふことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。第三十九条の五第二項において同じ。）を使用するものとする。

第三章 予納による納付、口座振替による納付（予納の届出）

第三十六条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三十四によりしなければならない。（予納台帳番号の通知等）

第三十七条 特許庁長官は、予納届を受理したときは、予納台帳に当該予納届に記載された事項その他必要な事項を記録しなければならない。

2 前項の場合にあつては、特許庁長官は、予納届をした者に予納台帳番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。（予納）

第三十八条 法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納は、様式第三十五によりしなければならない。

（予納）付の申出に係る手続の指定）

第三十八条の二 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納（予納、口座振替又は指定立替納付者による納付）

（予納の申出をする場合は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第二号まで、第五十二号、第五十三号から第四十号まで、第六十二号、第六十三号及び第六十四号に掲げる特定手続並びに別表第一の二の一、三（国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。）、四から十二まで、十五、十七、二十二号まで、第六十二号、第五十四号から第五十九号まで、第六十二号、第五十五号から第六十六号まで、第六十二号、第五十六から六十六号まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十六号まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる特定手続（以下この項において「別表第一の二に掲げる特定手続」という。）とする。ただし、別表第一の二に掲げる特定手続（同表の三の項に掲げるものの（国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。）を除く。）に係る予納による納付の申出にあつては、当該特定手続を電子情報処理組織を使用してする場合又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出によりする場合に限る。

（予納の申出をする場合は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）の規定により特許料等又は手数料を納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るも

（口座振替による納付の届出）納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るも

（口座振替による納付の届出）

二人以上ある場合においては、令第一条第一項に規定する協議が成立したことと証明する書面を含む。）を提出しなければならない。

（口座振替による納付の届出）

務の提供を受けることにより支払うこととなる。当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該特許料等又は手数料の納付をする者の支払能力を超えることがないよう必要な措置を講じていること。

（特許料等又は手数料を口座振替により納付すること）。

（指定立替納付者の指定の申請）

定する指定の要件に該当しなくなつたと認められるときは、その指定を取り消すことができる。  
**2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、文書で、その旨及び取消しの理由を指定立替納付者に通知しなければならない。**  
 (指定立替納付者により納付された特許料等又は手数料の返還)  
**第三十九条の九 指定立替納付者により納付された特許料等又は手数料を特許等関係法令の規定により返還するときは、やむを得ないと認めらる場合を除き、指定立替納付者に対して行うものとする。**  
 (予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等)

**第四十条 法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による手続に**

**係る申出又は法第十五条の二第一項若しくは法**

**第十五条の三第一項(これらの規定を法第十六**

**条において準用する場合を含む。以下この条に**

**おいて同じ。)の規定による特許料等の納付の**

**申出(以下これらの申出をこの条において「納**

**付等の申出」という。)は、次の各号に掲げる**

**手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によ**

**りしなければならない。**

**一 特許料の納付等の申出 様式第二十**

**三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の**

**割増登録料の納付等の申出 様式第二十一**

**四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の設定**

**の登録を受ける者がするもの 様式第二十二**

**五 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第二十三**

**六 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第二十四**

**七 登録料の納付等の申出のうち商標法第四十**

**一条の二第一項及び第七項に規定する商標権**

**の存続期間の満了前五年までに商標権者がす**

**るもの並びに同法第四十三条第三項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第二十五**

**八 登録料の納付等の申出のうち防護標章登録**

**に係る手続に際しての申出 予納台帳番号**

**及び手数料の額**

**2 法第十五条第一項の規定による実用新案登録**

**出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標**

**権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録**

**料若しくは割増登録料又は手数料の納付に係る**

**手続に際しての申出は、手続に係る書面に、予**

**納台帳番号及び登録料若しくは割増登録料又は**

**手数料の額を記載することによりしなければな**

**らない。**

**九 登録料の納付等の申出のうち商標権の登**

**録料の納付等の申出 様式第二十六**

**十 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第二十七**

**十一 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第二十八**

**十二 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第二十九**

**十三 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第三十**

**十四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第三十一**

**十五 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第三十二**

**十六 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第三十三**

**十七 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第三十四**

**十八 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第三十五**

**十九 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第三十六**

**二十 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第三十七**

**二十一 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第三十八**

**二十二 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第三十九**

**二十三 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第四十**

**二十四 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第四十一**

**二十五 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第四十二**

**二十六 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第四十三**

**二十七 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第四十四**

**二十八 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第四十五**

**二十九 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第四十六**

**三十 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第四十七**

**三十一 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第四十八**

**三十二 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第四十九**

**三十三 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第五十**

**三十四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第五十一**

**三十五 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第五十二**

**三十六 登録料の納付等の申出のうち意匠権がす**

**るもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登**

**録料の納付等の申出 様式第五十三**

**三十七 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第五十四**

**三十八 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第五十五**

**三十九 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第五十六**

**四十 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第五十七**

**四十一 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第五十八**

**四十二 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第五十九**

**四十三 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第六十**

**四十四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第六十一**

**四十五 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第六十二**

**四十六 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第六十三**

**四十七 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第六十四**

**四十八 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第六十五**

**四十九 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第六十六**

**五十 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第六十七**

**五十一 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第六十八**

**五十二 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第六十九**

**五十三 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第七十**

**五十四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第七十一**

**五十五 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第七十二**

**五十六 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第七十三**

**五十七 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第七十四**

**五十八 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第七十五**

**五十九 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第七十六**

**六十 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第七十七**

**六十一 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第七十八**

**六十二 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第七十九**

**六十三 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第八十**

**六十四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第八十一**

**六十五 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第八十二**

**六十六 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第八十三**

**六十七 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第八十四**

**六十八 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第八十五**

**六十九 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防**

**護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け**

**る者がするもの 様式第八十六**

**七十 登録料の納付等の申出のうち意匠権の登**

**録料の納付等の申出 様式第八十七**



|                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 一 変更後の名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地 | 二 変更しようとする年月日 |
| 三 変更の理由                    | （業務規程）        |
| 四 情報処理業務を行う時間及び休日にに関する事項   | （業務規程）        |
| 五 手数料の収納の方法に関する事項          | （業務規程）        |
| 六 情報処理業務の実施の方法に関する事項       | （業務規程）        |
| 七 保有する事項                   | （業務規程）        |
| 八 情報処理業務に関する事項             | （業務規程）        |
| 九 前各号に掲げるもののほか、調査業務に関する事項  | （業務規程）        |

|   |              |
|---|--------------|
| 一 選任又は解任した役員の氏名及び略歴   | （役員の選任及び解任）  |
| 二 採用を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。   | （登録の申請）      |
| 三 選任又は解任の理由   | （立入検査の身分証明書） |
| 四 情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料   | （帳簿の記載）      |
| 五 情報処理業務に関する事項  | （帳簿の記載）      |
| 六 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項   | （帳簿の記載）      |
| 七 前各号に掲げるもののほか、情報処理業務に関する事項   | （帳簿の記載）      |
| 八 登録情報処理機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。        | （登録の申請）      |
| 九 登録情報処理機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。 | （登録の申請）      |

|   |         |
|---|---------|
| 一 登録情報処理機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。 | （登録の申請） |
| 二 登録情報処理機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。 | （登録の申請） |
| 三 変更の理由   | （登録の申請） |
| 四 業務の休廃止  | （登録の申請） |
| 五 登録情報処理機関は、法第二十三条の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。              | （登録の申請） |
| 六 登録情報処理機関は、法第二十三条の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。              | （登録の申請） |
| 七 登録情報処理機関は、法第二十三条の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。              | （登録の申請） |
| 八 登録情報処理機関は、法第二十三条の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。              | （登録の申請） |
| 九 登録情報処理機関は、法第二十三条の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。              | （登録の申請） |

|  |              |
|--|--------------|
| 一 休止し、又は廃止しようとする情報処理業務の範囲  | （業務の休廃止）     |
| 二 休止し、又は廃止しようとする年月日  | （業務の休廃止）     |
| 三 休止しようとするとする場合にあっては、その期間  | （業務の休廃止）     |
| 四 休止又は廃止の理由  | （業務の休廃止）     |
| 五 登録情報処理機関に記録された事項を表示する方法  | （電磁的記録による表示） |
| 六 法第二十四条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。 | （電磁的記録による表示） |
| 七 第五十四条の二 第四十二条から第四十七条まで   | （電磁的記録による表示） |
| 八 第五十五条の二 第四十二条から第四十七条まで   | （電磁的記録による表示） |















附 則（令和元年九月三日経済産業省  
令第三八号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（令和二年三月三〇日経済産業省  
令第二二号）抄  
(施行期日)  
この省令は、特許法等の一部を改正する法律  
の施行の日（令和二年四月一日）から施行す  
る。

する手続等の特例に関する法律施行規則第三十九条の五の指定の申請に関し必要な手續その他の行為は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令  
第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令  
第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

2 1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）

第十条の規定による改正後の工業所有権に関する

（施行期日）  
省令第一二号  
附 則（平成三一年一月一二日経済産業  
省令第四七号）の省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成三〇年七月六日経済産業省  
**令第三九号**）  
この省令は、産業競争力強化法等の一部を改  
正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）  
から施行する。

行技術調査（イ  
ンターフェイス）  
附 則（平成二十九年七月三一日経済産業  
省令第五九号）抄  
（施行期日）  
同一の期間と  
それか長い期間と

**第一条** (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則 (令和三年三月三一日経済産業省  
令第一二六号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、特許法等の一部を改正する法律(令和元年五月十七日法律第三号をいう。以下同じ。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。  
(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の意匠法施行規則第二条から第二条の五、第六条から第九条、第十五条(「同規則第二十八条の二」)を「同規則二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十一条の三、同規則第二十八条の二」に改める部分を除く。)並びに第十九条第一項(特許法施行規則第四条の二第五項及び第六項の規定を読み替えて準用する部分を除く。)及び第三項(「読み替えるものとする」を、「第二十八条中「願書」とあるのは「願書(意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く。)と読み替えるものとする」に改める部分に限る。」の規定、様式第一、様式第二の二、様式第六、様式第十四及び様式第十四の二及び別表並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三条第十条(第三十九号に係る部分を除く。)、第十一、第十二条、第十九条、第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の五、第三十八条の二、第三十九条の十及び第六十三条の規定は、この省令の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、この省令の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。)

2 この省令による改正後の意匠法施行規則第十

十五条（同規則第二十八条の二）を「同規則二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六条の三、同規則第二十八条の二」に改める部分に限る。）及び第十九条第三項（（と読み替えるものとする）を「第二十八条中「願書」とあるのは「願書」（意匠法を施行規則第二条の二第一項

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
**第五条** 附則第二条の規定は、第四条の規定による工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置に関する準用

附則（令和四年九月二六日 経済産業省）

**令第七五号**

の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第四条の三第一項の改正規定、第五条中特許登録令施行規則第三条の二第一項の文を、次のように

3 この省令による改正後の意匠法施行規則第十九条第一項（特許法施行規則第四条の二第五項）する特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

及び第六項の規定を読み替えて準用する部分に限り、並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第三十九号の規定は、この省令の施行の日前に改正前の意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

附則（令和三年九月三十日經濟產業省  
令第七二号）抄

**第一条** 本省令は、特許法等の一部を改正する  
（施行期日）

法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和三年一月一日）から施行する。

(令和三年十月一日)から施行する  
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法

**第四条** 第七条の規定による改正前の工業所有権  
律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

の手続等の特例に関する法律施行規則様式第三十五は、特許法等の一部を改正する法律附則第

六条第一項の政令で定める日までの間は、なお二の功力と見てよ。

附 則（令和四年三月一五日経済産業省  
その効力を有する）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律  
令第一四号)

の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年六月三〇日経済産業省）

令第五八号 拝  
（施行期日）

(一) 法の施行の第十一条第七号、第二十三条条目(以下「施行第八号、第十一の四第三号」という。)前号から第十三号第四号、第五号までの特許出願まで、第十六号八号、第十七号及び実用新案登録から第二十二号号、第十二号出願(施行日以後まで、第三十八号、第十四にされた特許出願号から第四十号号、第十五及び実用新案登録まで、第四十三号、第二十号出願であつて、特号(手数料の納五号及び第二項(同法第四十号に限る。)、第四掲げる通知六条第六項及び実十四号から第四又は命令用新案法第十一号十七号まで、第一項において準五十号号から第五月一日以降に拒絶査用する場合を含む十三号まで及び後)とし

1 (施行期日)  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第六十六号の次に一号を加える改正規定、同令第二十三条の六の改正規定及び同令様式第三十二の二の次に一樣式を加える改正規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 (準備行為)  
改正法附則第六条第一項に規定する届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第六十七号及び第二十三条の六の規定の例により行なうことができる。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省  
令第一〇号）抄

（施行期日）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省  
令第一一号）  
この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の一、関係）

二(一) 平成十二年第十一条第八号、第二十三条第二项  
一月一日前に特許第六号から第百八十四条の二十一号まで、第四号、第  
四第一項若しくは第二十三号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第  
八条の四第一項の四十号まで、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、  
規定による翻訳文四十三号(手数料、第十五号)及び第二号及び第三号



|    |  |
|----|--|
| 四  | 願法施行規則第二十一条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)  |
| 四  | 審判、再審又は判定の請求（第十条第二十六条号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）を除く。）  |
| 五  | 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求  |
| 六  | 特許異議の申立て又は登録異議の申立て   |
| 七  | 審判又は再審への参加の申請  |
| 八  | 特許異議の申立て又は登録異議の申立てについての審理への参加の申請   |
| 九  | 審判、再審及び判定に係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（第十条第三十八条号、第三十九号及び第四十一号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）を除く。）                              |
| 十  | 特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求   |
| 十一 | 特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付   |
| 十二 | 特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付   |
| 十三 | 特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする手續を除く。）及び別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）  |
| 十四 | 特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手續（別表第一の二の五、六、八、十及び十二の項に掲げるものを除く。）  |
| 十五 | 別表第一の二の三十二、三十三、三十七、六十六、八十九から九十三まで、九十六及び百一の項に関する特許法第五条第一項又は同条第三項（これらの規定を実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項及び商標法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求 |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>九<br/>十</p> <p>特許法第二十二条第一項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項）において準用する場合</p> <p>特許法第二十二条第一項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項）において準用する場合</p> <p>特許法第二十二条第一項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項）において準用する場合</p> | <p>八<br/>十</p> <p>特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るもの）</p> <p>特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。（別表第一の二の十八の項において同じ。）実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第十四条の三、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の二十一第一項、第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。同表の十八において同じ。）の規定による同表の一、二、十五、十六、十九から三十九まで、四十二から四十五まで、四十八から五十五まで、六十一、六十二、六十四から六十八まで、七十二から八十七まで、八十九から九十八まで、百から百二まで、百十六から百二十三までの項に掲げる手続の補正又はこれららの補正の補正（特許法施行規則第十一条第二項又は第三項の規定により一の書面でする場合を含む。）</p> <p>特許法第十七条第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十八条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第十四号まで、第六号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るもの）</p> | <p>七<br/>十</p> <p>特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による届出（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るもの）を除く。）</p> |
|---|---|---|

|   |    |     |    |   |  |
|---|----|-----|----|---|--|
| 三 | 三十 | 三十三 | 二十 | 三 | 特許法第六十七条第四項又は環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八号)附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第二条の規定による改正前の特許法(以下「平成二十八年旧特許法」という)第六十一条第二項の規定による特許権の存続期間の延長登録の出願提出 |
| 三 | 三十 | 三十三 | 二十 | 三 | 特許法第六十八条第一項(同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する優先権証明書類等の提出(特許法施行規則第三十九条の十四第一項(実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の規定により特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する場合を含む。)の規定による特許権の存続期間の延長登録の出願                  |
| 三 | 三十 | 三十三 | 二十 | 三 | 特許法第六十七条第四項(同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する優先権証明書類等の提出(特許法施行規則第三十九条の十四第一項(実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の規定により特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する場合を含む。)の規定による特許権の存続期間の延長登録の出願                  |
| 三 | 三十 | 三十三 | 二十 | 三 | 特許法第六十七条第一項(同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する優先権証明書類等の提出(特許法施行規則第三十九条の十四第一項(実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の規定により特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する場合を含む。)の規定による特許権の存続期間の延長登録の出願                  |

|     |  |
|-----|--|
| 六   | 特許法第八十四条の二（実用新案法第二十一条第三項、第二十二条第七項及び第二十三条第三項並びに意匠法第三十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定による意見の提出  |
| 五   | 特許法第二百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出（特許法施行規則第三十八条の十三の二第十四項前段（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。） |
| 四   | 特許法第二百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求（第十条第五十四号に掲げるものを除く。）                                       |
| 三   | 特許法第二百八十四条の二十一第一項の規定による申請  |
| 二   | 特許法第二百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による書類の謄本若しくは抄本の交付の請求   |
| 一   | 特許法第二百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出  |
| 四十  | 意匠法第四条第三項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出   |
| 四十九 | 意匠法第九条第四項又は商標法第八条第四項に規定する協議の結果の届出（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものと除く。）  |
| 四十八 | 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定による意見書の提出（国際意匠登録出願に係るものに限る。）  |

|     |  |
|-----|--|
| 五十九 | 商標法第六十八条の六の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標法施行規則第九条の二第二項の規定により一の書面でする場合を含む。）  |
| 六十  | 商標法第六十八条の七において準用する同法第七十七条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定による別表第一の二の五十六から五十九までの項に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正  |
| 六十一 | 商標法第六十八条の十五第二項の規定により読み替えて適用する同法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定による書面の提出  |
| 六十二 | 商標法第七十七条第一項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長の請求及び同法第五条第一項又は同条第三項の規定による期間の延長の請求（国際商標登録出願に係るものに限る。）  |
| 六十三 | 法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求   |
| 六十四 | 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（別表第一の二の一、十五、十七、二十九、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から五十九まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十一、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）及び法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の納付の申出（同表の一、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）並びに法第十五条第二項（法 |

|  |
|--|
| <p>五十七</p> <p>特許法施行規則第九条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出（特許法施行規則第九条第二項又は第三項の規定により一の書面でする場合を含む。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものと除く。）</p>  |
| <p>四十七</p> <p>特許法施行規則第九条の二第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出（特許法施行規則第九条の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により一の書面でする場合を含む。）（第十条第四十六号に掲げるもの並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものと除く。）</p> |
| <p>七十一</p> <p>特許法施行規則第九条の二第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出（第十条第四十六号に掲げるもの並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものと除く。）</p>  |
| <p>三十三</p> <p>特許法施行規則第九条の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出（第十条第四十六号に掲げるもの並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものと除く。）</p>  |

|   |   |
|---|---|
| 八 | 特許法施行規則第二十七条の十一第四項の規定による翻訳文の提出  |
| 七 | 特許法施行規則第三十八条の二の三第一項（これらは第三十八条の二の二第三項若しくは第三十八条の二の三第一項（これらの規定を実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条の十四の二第二項（実用新案法施行規則第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出 |
| 六 | 特許法施行規則第三十八条の二の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求書   |
| 五 | 特許法施行規則第四十二条第一項又は第二項（これらの規定を実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定請求書の提出   |
| 四 | 特許法施行規則第四十二条第一項又は第二項（これらの規定を実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定取消請求書の提出   |
| 三 | 特許法施行規則第四十四条（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定請求書の提出  |
| 二 | 特許法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定による翻訳文の提出   |
| 一 | 特許法施行規則第二十七条の十一第四項の規定による意見書の提出  |

|    |   |
|----|---|
| 八  | 関する申出（別表第一の二の十三の項に掲げる手續に係るもの）を除く。）  |
| 九  | 特許法施行規則第六十七条（実用新案法施行規則第二十三条第十三項、意匠法施行規則第十九条第九項及び商標法施行規則第二十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による特許証の再交付の請求                                      |
| 十  | 特許法施行規則第六十九条の二第二項若しくは第六項、実用新案法施行規則第二十一条の四第一項若しくは第五項、意匠法施行規則第十八条の六第二項若しくは第五項又は商標法施行規則第十条第四項若しくは第八項若しくは第十八条の二第二項若しくは第六項の規定による回復理由書の提出 |
| 十一 | 特許法施行規則第七十六条の規定による特許料の返還の請求   |
| 十二 | 実用新案法施行規則第十条第二項に規定する訂正書の提出  |
| 十三 | 意匠法施行規則第六条第一項の規定による特許記載書の提出（国際意匠登録出願に係るものに限る。）  |
| 十四 | 実用新案法施行規則第二十一条の二の規定による登録料の返還の請求   |
| 十五 | 意匠法施行規則第十二条の三第一項又は商標法施行規則第九条の三第一項の規定による信託を受託する旨の書面の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手續に係るもの）を除く。）  |
| 十六 | 意匠法施行規則第十八条の二の規定による登録料の返還の請求  |
| 十七 | 意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第九条の二第一項の規定による代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限り。）         |
| 十八 | 意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第九条の二第二項の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅し  |





|  |  |
|--|--|
| 十九<br>調査<br>(医療機器)                       | 二十<br>先行技術<br>触媒<br>無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミック等 |
| 二十<br>調査<br>(無機化<br>学)                   | 二十一<br>先行技<br>術調査<br>(金属・<br>金属加工)<br>(電気化<br>学) |
| 二十一<br>調査<br>(金属・<br>金属加工)<br>(電気化<br>学) | 二十二<br>先行技<br>術調査<br>(電気化<br>学)                  |
| 二十二<br>調査<br>(電気化<br>学)                  | 二十三<br>先行技<br>術調査<br>(半導体<br>機器)                 |
| 二十三<br>先行技<br>術調査<br>(半導体<br>機器)         | 二十四<br>先行技<br>術調査<br>(生命工<br>学・医療)               |
| 二十四<br>先行技<br>術調査<br>(生命工<br>学・医療)       | 二十五<br>先行技<br>術調査<br>(有機化<br>学)                  |
| 二十五<br>先行技<br>術調査<br>(有機化<br>学)          | 二十六<br>先行技<br>術調査<br>(環境化<br>学)                  |
| 二十六<br>先行技<br>術調査<br>(環境化<br>学)          | 二十七<br>先行技<br>術調査<br>(プラス<br>チック工<br>学)          |
| 二十七<br>先行技<br>術調査<br>(プラス<br>チック工<br>学)  | 二十八<br>先行技<br>術調査<br>(高分<br>子)                   |
| 二十八<br>先行技<br>術調査<br>(高分<br>子)           | 二十九<br>先行技<br>術調査<br>(繊維・<br>積層体)                |
| 二十九<br>先行技<br>術調査<br>(繊維・<br>積層体)        | 三十<br>調査<br>(有機化<br>物)                           |
| 三十<br>調査<br>(有機化<br>物)                   | 三十一<br>先行技<br>術調査<br>(電子商<br>取引)                 |

|    |                            |                            |   |  |                            |                                       |
|----|----------------------------|----------------------------|---|--|----------------------------|---------------------------------------|
|    |                            |                            |   |  |                            |                                       |
| 器) | 三十九<br>術調査<br>(電気機<br>理)   | 先行技<br>術調査<br>(画像処<br>理)   | 抵抗器、磁石・インダクタンス、<br>コンデンサ、印刷回路とその製<br>造、電気部品の実装、電気装置<br>の筐体等 | ソフ開発・AI、ハード・中<br>核ソフト、ICカード、メモリ<br>回路・信憑性、メモリ制御、コ<br>ンピュータセキュリティ、DR<br>M、暗号、デバイス転送制御等<br>移動体通信、電話システム、警<br>報、基礎伝送回路、パルス回路、<br>增幅器等 | 先行技<br>術調査<br>(伝送シ<br>ステム) | 先行技<br>術調査<br>(電力シ<br>ステム)            |
|    | 三十七<br>術調査<br>(映像シ<br>ステム) | 先行技<br>術調査<br>(デジタル<br>通信) | ビデオ規格、ビデオ配信、TV<br>カメラ、TV細部、音響、樂<br>器・音声処理、情報記録等             | 流・電圧の調整、電線の据付等<br>データ伝送、デジタル変調、符<br>号変換、伝送方式、マイクロ波、<br>データネットワーク等  | 三十五<br>術調査<br>(電力シ<br>ステム) | 送配電、充放電、電路の調整<br>インバータ、コンバータ、電<br>力シス |
|    | 三十六<br>術調査<br>(映像シ<br>ステム) | 先行技<br>術調査<br>(デジタル<br>通信) |   |  | 三十四<br>術調査<br>(伝送シ<br>ステム) | 先行技<br>術調査<br>(情報處<br>理)              |
|    | 三十八<br>術調査<br>(画像処<br>理)   | 先行技<br>画像処<br>理D等          | FAX、CG、CA   |  | 三十三<br>術調査<br>(情報處<br>理)   | 先行技<br>マシンインターフェイス、<br>計算機細部等         |

様式第1（第3条関係）

様式第1(第3条修正)

15 徹出書が複数枚にわたったときは、各ページの上の余白部分小字で間にページ番号なるべく記入する  
16 各種帳においては、原則として抹消、訂正、変ね書き及び併記隠入を行ってはならない。



【Deltal】  
【部門の表示】  
【Delta】  
【部門の表示】

核心素养/第2部分

包括委任状取下書



[例題] **問題**  
1. 1000円の金券を購入する。  
2. 1000円の金券を購入する。  
3. 1000円の金券を購入する。  
4. 1000円の金券を購入する。  
5. 1000円の金券を購入する。  
6. 1000円の金券を購入する。  
7. 1000円の金券を購入する。  
8. 1000円の金券を購入する。  
9. 1000円の金券を購入する。  
10. 1000円の金券を購入する。  
11. 1000円の金券を購入する。  
12. 1000円の金券を購入する。  
13. 1000円の金券を購入する。  
14. 1000円の金券を購入する。  
15. 1000円の金券を購入する。  
16. 1000円の金券を購入する。  
17. 1000円の金券を購入する。  
18. 1000円の金券を購入する。  
19. 1000円の金券を購入する。  
20. 1000円の金券を購入する。  
21. 1000円の金券を購入する。  
22. 1000円の金券を購入する。  
23. 1000円の金券を購入する。  
24. 1000円の金券を購入する。  
25. 1000円の金券を購入する。  
26. 1000円の金券を購入する。  
27. 1000円の金券を購入する。  
28. 1000円の金券を購入する。  
29. 1000円の金券を購入する。  
30. 1000円の金券を購入する。  
31. 1000円の金券を購入する。  
32. 1000円の金券を購入する。  
33. 1000円の金券を購入する。  
34. 1000円の金券を購入する。  
35. 1000円の金券を購入する。  
36. 1000円の金券を購入する。  
37. 1000円の金券を購入する。  
38. 1000円の金券を購入する。  
39. 1000円の金券を購入する。  
40. 1000円の金券を購入する。  
41. 1000円の金券を購入する。  
42. 1000円の金券を購入する。  
43. 1000円の金券を購入する。  
44. 1000円の金券を購入する。  
45. 1000円の金券を購入する。  
46. 1000円の金券を購入する。  
47. 1000円の金券を購入する。  
48. 1000円の金券を購入する。  
49. 1000円の金券を購入する。  
50. 1000円の金券を購入する。

2. 田嶋徹郎第3回は第4回の見題により延喜式書又は御内侍の様子を説いてゐる。これは、「延喜式外の御内侍」の欄に於ける「[物件名]」の欄を設けて、前回延喜式書の題名を記載し、その次に「[授用の表示]」の欄を設けて、「[物件名]を更に記す」(たゞする)と記載する。また、3回上の延喜式書の題名を記載するときは、「[排出物件の前綴]」の欄に次のように書を揮り送り付けて記載する。

【物件名】  
【適用の表示】

【物件名】  
【適用の表示】

様式第10（第11条関係）



様式第12（第11条関係）

きは、「[通常に拂ふ物品の取扱い]」の個々の物品の属性の他、使用的な状況等の情報も付与しがちとなる場合を説明する。

④ 説明事項の第三項、第四項及び第五項に規定する場合は、「[通常の取扱い]」の個々、それらの規範により記載すべき項目を記載する。

⑤ 説明事項を複数の規範の範囲により記載するときは、「[地区別取扱い]」の個々に同様の規範により記載すべき事項を記載する。

⑥ 「[標準による取扱い規範]」及び「[規範の取扱い]」の個々は、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

【問題】  
（1）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（2）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（3）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（4）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（5）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（6）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（7）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（8）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（9）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（10）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（11）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（12）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（13）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（14）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（15）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（16）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（17）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（18）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（19）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。  
（20）「おはようございます」は、いつの時代からいつまで使われる言葉ですか。

6) 「[本件の取扱い]」は、本件の取扱いを「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕

7) 「[本件の取扱い]」は、本件の取扱いを「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕は、「本件の取扱い」を「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕は、「本件の取扱い」を「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕は、「本件の取扱い」を「本件の取扱い」として記載する。

8) 「[本件の取扱い]」は、本件の取扱いを「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕は、「本件の取扱い」を「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕は、「本件の取扱い」を「本件の取扱い」として記載する。

9) 「[本件の取扱い]」は、本件の取扱いを「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕

10) 「[本件の取扱い]」は、本件の取扱いを「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕

11) 「[本件の取扱い]」は、本件の取扱いを「本件の取扱い」として記載する。  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕  
〔本件の取扱い〕

場合において、株式会社の徴収15の「を記録する」とあるのは「を記録する（吉川土法施行令（平成2年政令第204号）第7条第1項の補正をする場合を除く）」と、徴収16の「をめて記録する」とあるのは「めて記録する（吉川土法施行令第7条第15号の補正をする場合を除く）」と読み替えるものとする。

を記述する。特許出願の請求項にしたがし、前記実用新案第4項を「新たとした」とし、前記実用新案の他の各項目だけに特許出願の請求項を記載して特許の査定を行う。後により多種類を特許した場合であって、特許権を用いて複数の特許権を保護して特許の査定を行うときは、「子 特許権等」を「特許権」とし、特許権を主権とし、他の特許権を従権とする。  
この場合において、「特許権」の記載される場合は見なさない。  
たゞ、複数の特許権の第4項、5項及び6項と同様である。この複数の場合は、特許権第1の発明を「特許権第1の発明」及び「記



|                         |  |
|-------------------------|--|
| 被験者名(姓)(苗字)             |  |
| (性別) 女性 男性              |  |
| 年齢 歳                    |  |
| 学年 年級                   |  |
| 性別 残り                   |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の年齢 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の学年 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の性別 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の年齢 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の学年 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の性別 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の年齢 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の学年 |  |
| 【被験者】 被験者平成25年1月1日現在の性別 |  |

問題である。つまり、被験者の行動を規制する「自己の行動規範」が、その行動の結果によって強化されるか否かの問題である。この問題を解決するためには、被験者自身が行動の結果を評価する「自己の評価規範」に基づいて行動を規制する。したがって、被験者自身が行動の結果を評価する「自己の評価規範」に基づいて行動を規制する「自己の行動規範」の構成には、被験者が行動を評価する「自己の評価規範」、「被験者の行動規範」と「自己の行動規範」及び「自己の評価規範」の間で連動する「被験者の行動規範」の構成がある。つまり、「自己の行動規範」の構成には、被験者の行動規範と被験者が行動を評価する規範の連動による「自己の行動規範」の構成がある。

移植第20(第11季開播)  
【譯 著】特許料納村著  
【出 版】令和 年 月 日  
【版 权】特許行政院 謹  
【附註】  
【請求項】  
【摘要】  
【背景技术】  
【技术实现】  
【权利要求】  
【说明书】  
【附图】  
【摘要】  
【背景技术】  
【技术实现】  
【权利要求】  
【说明书】

様式第20（第11条関係）

様式第21(第11条関係)  
【書類名】実用新案登録料納付書  
【提出日】令和 年 月 日  
【あて先】特許庁長官 殿  
【実用新案登録番号】  
【請求項】  
【実用新案請求】  
【氏名又は商号】  
【納付料】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は商号】

3 原状法実行規則第18条第3項の規定により同様の書面の提出を希望しようとする者は、[「登録料の表示」]の欄の次に「[その他の]」の欄を記入して納付することができなかつた例について具体的に記載する。

4 その他は、標準第9の書類考1、2、5、6、8、11及び25、式様第20書類考2、式様第22考2又は23考2並びに式様第20書類2、5、6、11、25と同一とする。この場合においては、式様第10書類考3中「[特許代理人]」であるとは「[登録料の表示]」、而考4中「[特許料の表示]」であるのは「[料の表示]」、「[料件証]」であるとは「[登録料]」と読み替えるものとする。

あるのは「登録料の発行」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、摘要  
中「特許審査」とあるのは「登録審査」と、「特許料の表示」とあるの  
は「登録料の表示」と読み替えるものとする。





**様式第32号の3** (第二項の6款項)  
電子基盤遮蔽剤を使用する方法により特定過場等を受ける旨の届出書  
(令和一年 月 日)

特許庁長官 殿

1. 届出をする者  
識別記号  
住所又は居所  
責任者又は名稱  
(備考)  
1. 本件は1の使者1から在来、及び1から17までと同様とする。

問題35(実験)　　図書　作業　[令和　年　月　日]

題名　略

1 既往歴

　① 既往歴なし

　② 既往歴あり

　③ 既往歴なし

2 症状

　① 症状なし

　② 症状あり

　③ 症状なし

3 治療歴

　① 治療歴なし

　② 治療歴あり

　③ 治療歴なし

4 診断

　① 既往歴ありと併せて持続する「筋肉痛」の様子を「筋肉炎」とする。

　② 「筋肉炎」ักษマウスの筋肉組織では、筋肉細胞膜の損傷によって筋肉細胞内に漏出したミオグロブリンが筋肉細胞外に漏出する現象である。

　③ 第二回目、第三回目の筋肉痛は、筋肉細胞膜の損傷によって筋肉細胞内に漏出したミオグロブリンが筋肉細胞外に漏出する現象である。

5 予後

　① 既往歴なしで持続する筋肉痛は、筋肉細胞膜の損傷によって筋肉細胞内に漏出したミオグロブリンが筋肉細胞外に漏出する現象である。

　② 第二回目、第三回目の筋肉痛は、筋肉細胞膜の損傷によって筋肉細胞内に漏出したミオグロブリンが筋肉細胞外に漏出する現象である。

　③ 既往歴なしで持続する筋肉痛は、筋肉細胞膜の損傷によって筋肉細胞内に漏出したミオグロブリンが筋肉細胞外に漏出する現象である。

|  |  |             |               |
|--|--|-------------|---------------|
| 様式第44(支店開業用)   |  | 支<br>給<br>票 | (年<br>月<br>日) |
| 新規行支店名   |  |             |               |
| 支店番号   |  |             |               |
| 住所(郵便番号)   |  |             |               |
| 電話番号   |  |             |               |
| 代理店名   |  |             |               |
| 代理店番号  |  |             |               |
| 代理店住所  |  |             |               |
| 支店長名前  |  |             |               |
| 〔備考〕   |  |             |               |
| 1. 予算額と現実額を明記せよとする者は、「 <u>2. 代理店</u> 」の欄に「 <u>○</u> 」(是)を記入せよ。 |  |             |               |
| 2. その他の記入欄は、現実額の欄から、ひらがなで記入せよ。現実額の欄は、ひらがなで記入せよ。                |  |             |               |

株式会社第41号(略図)  
会員納付申出書  
(令和 年 月 日)  
  
1 申出人  
　　略図番号  
　　会員登録番号  
　　氏名又は商号  
　　所轄山形番号  
  
2 代理人  
　　略図番号  
　　会員又は商号  
  
3 請求書類  
　　略図番号  
　　会員又は商号  
　　氏名又は商号  
  
4 特許権者等  
　　略図番号  
　　会員又は商号  
　　氏名又は商号  
  
〔附圖〕  
　　上記請求に付けると同様の外観の写真を提出する場合は、横幅約15cm、縦幅約10cmのモノクロ写真を提出する。  
　　既存の特許権についての場合は、「既存特許権の登録」と、画面右端山形番号欄に  
　　記入して提出する。「既存特許権の登録」とは、既存の特許権の登録を変更する事によるもので、既存の特許権の登録を変更する場合は、既存の特許権の登録番号を記入する。  
　　申出書を提出するには、申請人の手書きの落款が必要とする。既存の特許権の登録を変更する場合は、既存の特許権の登録番号を記入する。  
　　上記口頭説明の前に申請人の手書きの落款をしてから「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を記入する。  
　　「既存特許権の登録」とは、既存の特許権の登録を変更する事によるもので、既存の特許権の登録を変更する場合は、既存の特許権の登録番号を記入する。  
　　4 その他、権利者の登録情報を記載する場合、たとえば、既存の特許権の登録を変更する場合などは、既存の特許権の登録番号を記入する。この場合には、既存の特許権の登録番号を「既存特許権の登録番号」として記入する。  
　　5 既存の特許権の登録を変更する場合は、既存の特許権の登録番号を記入する。

株式第40(第41条の4関係) (第41条の4-1項、第41条の4-2項、第41条の4-3項)(一括記載)  
株式第40(第41条の6関係) (第41条の6-1項、第41条の6-2項、第41条の6-3項)(一括記載)  
(会社 年 月 日)

1. 会社代表者 姓  
1) 会社代表者番号  
2) 会社人  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
3) 代理人  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
(備考) 株式第40の4(株主)から今まで、もしくは(ひきおこまで)及び株式第40の  
株主としての登録とし、この場合において、株式第40の4(株主)とあるのは「出  
会社人」とあるのは「出法人」と読み替えるものとする。

株式第40の2(第41条の4関係) (第41条の4-1項、第41条の4-2項、第41条の4-3項)(一括記載)  
(会社 年 月 日)

1. 会社代表者 姓  
1) 会社代表者番号又は東証登録番号  
2) 会社人  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
3) 代理人  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
4) 代表者 (別途登記者又は変更登記者の件)の件  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
5) 葵会物件の登記  
(備考) 1. 特許権について登記付の登記をする場合は、別記2「自動登付申込書  
類」か、実質登記権について登記する場合は、「自動登付申込書(実質登  
記)」と、会社登記について登記する場合は、「会社登記申込書(会社登記)」と記載  
する。  
2. 「会社登記(実質登記権又は変更登記)」の件は、該会社の登記事務所に登  
記する。登記事務所は、登記登記権者又は登記権者と同一の登記事務所を指す。  
3. 「葵会物件の登記」の件は、該会物件の登記権者と同一の登記事務所を指す。  
4. 「葵会物件の登記」の件は、該会物件の登記権者と同一の登記事務所を指す。

会社登記  
出資又は資本  
住所又は居所  
識別番号  
住所又は居所

会社登記  
出資又は資本  
住所又は居所  
識別番号  
住所又は居所  
(会社 年 月 日)

株式第40の3(第41条の7関係) (第41条の7-1項、第41条の7-2項、第41条の7-3項)(一括記載)  
(会社 年 月 日)

1. 会社代表者 姓  
1) 会社代表者番号又は東証登録番号  
2) 会社人  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
3) 代理人  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
4) 代表者 (別途登記者又は変更登記者の件)の件  
識別番号  
住所又は居所  
長名又は本名  
5) 葵会物件の登記  
(備考) 1. 特許権について登記をする場合は、別記2「自動登付申込書  
類」か、実質登記権について登記する場合は、「自動登付申込書(実質登  
記)」と、会社登記について登記する場合は、「会社登記申込書(会社登記)」と記載  
する。  
2. 「会社登記(実質登記権又は変更登記)」の件は、該会社の登記事務所に登  
記する。登記事務所は、登記登記権者又は登記権者と同一の登記事務所を指す。  
3. 「葵会物件の登記」の件は、該会物件の登記権者と同一の登記事務所を指す。  
4. 「葵会物件の登記」の件は、該会物件の登記権者と同一の登記事務所を指す。

会社登記  
出資又は資本  
住所又は居所  
識別番号  
住所又は居所  
(会社 年 月 日)

